

倉敷市立第三福田小学校 いじめ防止基本方針

令和7年4月

いじめに関する現状と課題

・本校においては、昨年度いじめやそれにつながる可能性のあるトラブルが少なからず起こっており、担任は教育相談や日頃の児童の様子から早期の把握に努め、指導している。近年、SNS利用やネットワークを介したゲームから人間関係や金銭に関するトラブルも増加傾向にある。アンケートによる実態の把握や、児童・教職員・保護者を対象とした啓発を行い、適宜適切な指導を行っていかねばならないと考える。いじめの未然防止の取組をより強く推進し、適切な対処のための教職員研修を継続していく必要がある。

いじめ問題への対応の基本的な考え方

- ・学校をあげた横断的な取組を推進するため、いじめ対策委員会には、校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、生徒指導部員、養護教諭、担任が参加し、方向性を定めた上でそれぞれの立場から組織的な取組を行う。また、児童の生活実態調査を行い、その結果を基に、校内研修や保護者への啓発文書配付等を実施し、児童への教育推進を図る。
- ・いじめの未然防止に向けた児童の主体的な活動を進めるとともに、誰もが活躍できる場を設けることで、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを進める。
- ・いじめの早期発見のために教育相談週間前に学校生活についてのアンケートを実施し、得られた情報を教職員間で共有をする。
- 〈重点となる取組〉
- ・道徳科や学級活動の時間を活用し、特に容姿や性についてのからかいやいじめを許さない雰囲気をつくる。
- ・「なかよし週間」において、多様性を認め合い、自分たちでよりよい集団をつくろうとする意識の高揚を図る。
- ・児童のインターネット利用実態を踏まえ、各学年で児童の実態に応じてSNSの利用を含めた情報モラルに関する授業を計画的に実施する。

保護者・地域との連携

〈連携の内容〉

- ・学校の基本方針をPTA総会等で説明し、いじめ問題への取組について保護者の理解を得るとともに、学級懇談やPTA研修会等を活用した意見交換や協議の場を設定し、取組の改善に生かす。
- ・学校運営協議会委員や見廻組の協力を得て、児童の学校外での生活に関する見守りや情報提供の依頼を行い、いじめの早期発見に努める。
- ・インターネット上のいじめ問題についての啓発文書を保護者に配付する。
- ・学年だよりや生徒指導からののお知らせに、いじめ問題等の各種相談窓口やスクールカウンセラーの紹介を掲載し、活用を促す。

学 校

いじめ対策委員会

- 〈対策委員会の役割〉
- ・基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成、実行・検証・修正、相談窓口、発生したいじめ事案への対応
- 〈対策委員会の開催時期〉
- ・年9回
- 〈対策委員会の内容の教職員への伝達〉
- ・直後の終礼や職員会議等で全教職員に伝達、共通理解、共通実践を進める。
- 〈構成メンバー〉
- ・校内 校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、生徒指導部員、養護教諭、担任等
- ・校外 スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー

全教職員

関係機関等との連携

〈連携機関名〉

- ・倉敷市教育委員会、県教育委員会

〈連携の内容〉

- ・いじめ問題に関する相談、ネットパトロール
- 〈学校側の窓口〉
- ・教頭、生徒指導主事

〈連携機関名〉

- ・水島警察署、広江駐在所、学校警察連絡室、児童相談所、子ども相談センター、市福祉課、主任児童委員、法務局、青少年を育てる会、民生委員

〈連携の内容〉

- ・非行防止教室の実施、情報交換、情報共有
- 〈学校側の窓口〉
- ・教頭、生徒指導主事

学校が実施する取組

- | | |
|--------------|---|
| ①
いじめ防止 | <p>（教員研修）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童のよさ、強みに視点を置き、適切な行動を強化するポジティブな行動支援に基づく指導法について研修を行う。 <p>（児童会活動）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・なかよし週間において、児童会主導の多様性を認め合う意識を高めるための取組を進める。 <p>（居場所作り）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日頃の授業や学校行事の中で、誰もが活躍できる機会を設定することで、自己有用感や充実感を感じられる学級づくり、学校づくりを進める。 <p>（情報モラル教育）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ネット上のいじめを防止するために、情報機器の利便性ととも、適切に利用できる力を身に付けるための情報モラルに関する授業を、全校で取り組む。また、タブレットを家庭学習でも情報モラルに取り組み、家庭の協力を得られるようにする。 |
| ②
早期発見 | <p>（実態把握）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童の実態把握のためのアンケートを実施し、年2回の教育相談を行うことで、いじめの早期発見を図る。 <p>（相談体制の確立）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学級担任による年2回の教育相談を行い、全教職員が児童の変化を見逃すことなく、きめ細かく声かけを行うように努める。また、スクールカウンセラーの活用促進を図る。 ・タブレットを用いて心の健康観察を行い、児童の気持ちの変化を見逃さず、声かけを行うように努める。 <p>（情報共有）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童の気になる変化があった場合、生徒指導担当に報告し、教職員間でいつでも早急に情報共有できる体制をつくる。 <p>（家庭への啓発）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭で児童の様子を見るポイントを載せた文書を配付して、家庭におけるいじめへの対応に関する啓発を行う。 |
| ③
いじめへの対応 | <p>（いじめの有無の確認）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童がいじめを受けているとの情報を得たり、その可能性が明らかになったりしたときは、速やかに事実の有無や経緯の確認をする。 <p>（組織的対応の検討）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめへの組織的な対応を検討するため、いじめ対策委員会を開催する。 <p>（いじめられた児童への支援）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめがあったことが確認された場合には、いじめられた児童を最後まで守り抜くことを最優先に、該当児童及びその保護者に対して支援を行う。 <p>（いじめた児童への指導）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめた児童に対しては、いじめは絶対に許されない行為であり、相手の心身に及ぼす影響等に気付かせるなど、適切かつ毅然とした対応を行うとともに、該当児童の周囲の環境や人間関係など、その背景を十分に把握し、保護者の協力を得ながら、健全な人間関係を育むことができるよう指導を行う。 |

倉敷市立第三福田小学校 いじめ問題への対策に関する年間計画

内容	職員会議、対策委員会等	学 校 が 実 施 す る 取 組		
		① いじめ防止の取組	② 早期発見の取組	③ いじめへの対処
4月	○職員会議 ・基本方針、年間計画の確認 ○いじめ対策委員会	○学年集会、学級作りの取組 ・集団づくりプログラムの実施 (人権教育部、学級担任)		○発生事案への対応(随時) ○対応手順の共通理解 (職員会議)
5月	○生徒指導部会・いじめ対策委員会			○アンケート結果の検討 ・必要に応じて対応 (生徒指導部)
6月	○学校運営協議会 ○生徒指導部会・いじめ対策委員会 ○PTA人権教育講演会 ○教育相談	○いじめについて考える週間の取組 (人権教育部、児童会)	○いじめの実態把握アンケート ・必要に応じて教育相談 (生徒指導部) ○担任による教育相談	
7月	○生徒指導部会・いじめ対策委員会 ○学校評価アンケート	○学年集会 (学年部)	○個人懇談	○実態の把握 および対応の検討 (対策委員会)
8月			○校外補導	
9月	○生徒指導部会・いじめ対策委員会 ○PTA人権教育研修会		○いじめの実態把握アンケート ・必要に応じて教育相談 (生徒指導部)	○アンケート結果の検討 ・必要に応じて対応 (生徒指導部)
10月	○生徒指導部会・いじめ対策委員会			
11月	○生徒指導部会・いじめ対策委員会 ○教育相談		○担任による教育相談	
12月	○学校運営協議会 ・いじめ問題に関する意見交換 ○生徒指導部会・いじめ対策委員会 ○学校評価アンケート	○学年集会 (学年部)	○個人懇談	○実態の把握 および対応の検討 (対策委員会)
1月	○生徒指導部会・いじめ対策委員会	○なかよし集会 (人権教育部、児童会)	○いじめの実態把握アンケート ・必要に応じて教育相談 (生徒指導部)	○アンケート結果の検討 ・必要に応じて対応 (生徒指導部)
2月	○学校運営協議会 ・今年度の取組の反省 ○見廻組情報交換会 ・児童の地域での生活についての情報交換 ○生徒指導部会・いじめ対策委員会			○実態の把握 および対応の検討 (対策委員会)
3月		○学年集会 (学年部)		

年間を通して、行う取組

- ・日頃の授業や学校行事の中で、誰もが活躍できる機会を設定することで、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを進める。
- ・スクールカウンセラーの活用促進を図るとともに、全教職員が児童の変化を見逃すことなく、きめ細かく声かけを行うように努める。
- ・児童の気になる変化があった場合、生徒指導担当に報告し、教職員間でいつでも早急に情報共有できる体制をつくる。(毎週金曜日終礼にて)
- ・毎月、生徒指導部会・いじめ問題対策委員会を開き、共通理解・共通実践を行う。